（別紙）

市町村公共土木施設災害復旧事業に係る国庫負担金の支払請求に係る留意事

項について

１　全体事項

(1)　請求者の宛名は、「官署支出官　長野県会計管理者」とすること。

なお、翌年度への繰越箇所がある市町村にあっては、請求書「差引残高」欄は翌年

度への繰越確定額（国費）であり、建設政策課において財務省関東財務局へ承認申請

を行う翌年度にわたる債務負担額（翌債承認額）と一致するものであること。

(2)　市町村長職印の押印漏れに注意のこと。

(3)　交付決定日及び交付決定番号は、当方で決定した日付及び番号であること。

(4)　書類の提出に当たっては、年災毎に提出してください。

２　国庫負担金請求書（様式17）〔前払用〕

(1)　翌年度への繰越箇所がある市町村で、当該繰越箇所の今年度支払額が前払金のみの

箇所について、この前払用請求書（様式17）を使用すること。

(2)　請求時には、「契約書及び前払金保証証書の写し」を添付すること。

なお、契約書は契約書本文及び保証証書約款全文の添付は不要であり、表紙及び前

払規約が確認できる部分のみでよい。但し、債務負担額の設定により契約を行ってい

る場合は、前払可能額を確認するため、契約書本文のうち今年度施工分と債務負担設

定分との出来高積算方法が確認できる部分を添付すること。

(3)　年度内に変更契約を行っている場合は変更契約書及び変更保証証書の写しも添付す

ること。

３　国庫負担金請求書（様式18）〔概算用〕

(1)　年度内に全箇所竣工した市町村にあっては全額請求となるため、概算用請求書（様

式18）を使用すること。

　 　また、翌年度への繰越箇所がある市町村で上記２の前払金該当箇所がない市町村に

ついても概算用請求書（様式18）を使用すること。

(2)　当該請求書様式は、いわゆる10割概算請求分であり、この内容は、来年度の成功認

定検査により法令に定められたとおりに執行され、交付決定どおりにその目的を達し

ているかどうかを検査し、最終的に精算事業費（国庫負担対象事業費）が確定し、こ

れに対する国庫負担金が認定されることになる。

(3)　別紙内訳書（Ａ）出来高払分

①　出来高払分の箇所全体（竣工箇所を除く）が対象である。

②　左上に対象箇所数を記入すること。また、市町村長、建設事務所長の押印漏れ

に注意するとともに、市町村長の確認年月日は最終の竣工日以降であることに留

意すること。

③　請求額は、箇所ごとに出来高相当国庫負担金の９割を上限とすること。

④　１円未満の金額は四捨五入ではなく切り捨てること。

⑤　繰越確定額と支払残額に齟齬が生じないように留意のこと。

(4)　別紙内訳書（Ｂ）しゅん工（精算）分

①　竣工した箇所についての請求はこの様式を添付すること。

②　左上に対象箇所数を記入すること。また、市町村長、建設事務所長の押印漏れ

に注意するとともに、市町村長の確認年月日は最終の竣工日以降であることに留

意すること。

③　翌年度への繰越箇所がある市町村については、竣工箇所が対象となること。

④　前年度の施越を今回請求する場合もこの様式を添付し、工事費摘要欄に施越額

を「施越工事費　○円」と記入すること。

　 ⑤　竣工箇所が対象となるため、竣工額（精算額）ベースで記載すること。この竣

工額（精算額）は今回の国庫負担金請求額に対応する事業費となるため、繰越額

がある場合は請求書の国庫負担対象額とは一致しないこと。

⑥　繰越分の請求について「前回までの受入済額」欄は、前年度国庫負担金受入額

を記載すること。

４　精算箇所調書（様式23）

(1)　この様式は、国庫負担金支払に係る説明資料及び今年度決算の基礎資料とするもの

である。

(2)　翌年度への繰越箇所がある市町村については、＜　　＞内の繰越額は最終繰越確定

額とすること。